

## 静岡県告示第838号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(3)のオを次のように改める。

「特定公金収納店（取扱う収納金の種類は、県税の窓口での収納、口座振替を利用した県税の収納及びマルチペイメントネットワークを利用した収納に限る。）

株式会社ゆうちょ銀行（静岡県、岐阜県、愛知県及び三重県に所在する店舗並びにゆうちょ銀行が銀行代理業に係る業務の委託契約を締結した郵便局株式会社の営業所。ただし、口座振替を利用した県税の収納及びマルチペイメントネットワークを利用した収納については、この限りではない。）

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。